

環境生活部危機管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県危機管理要綱（以下「県要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、危機が発生するおそれがある場合、又は危機が発生した場合において、環境生活部（以下「部」という。）が、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処していくために必要な基本的事項を定める。

(定義)

第2条 危機とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生ずる被害）
- (2) 部が所管する事項において、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事態並びに県行政の運営に重大な支障が生じる事態（環境汚染物質の漏洩・放出、水道施設の被害の発生、食の安全・安心をおびやかす被害の発生、野鳥からの高病原性インフルエンザ発生等）
- (3) 上記以外で、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事態並びに県行政の運営に重大な支障が生じる事態（新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の発生、国民保護計画の対象となる事態の発生等）

2 危機管理とは、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処していくことをいう。

(危機管理の所管)

第3条 本庁の各課長は、所管する危機に対する危機管理を行うものとする。

- 2 出先機関長は、本庁の関係課長と連携して所管する危機に対する危機管理を行うものとする。
- 3 環境政策課長は、危機発生時の情報の集約及び対処体制の確立等に係る総合調整を行うものとする。

(危機発生の未然防止)

第4条 本庁の各課長及び出先機関長は、日頃から危機発生の予知・予見に努め、危機発生の未然防止及び危機発生時の被害軽減のための措置を講じなければならない。

(危機発生時の初動措置)

第5条 本庁の各課長及び出先機関長は、危機の状況に応じた適切な初動措置を講じるとともに、危機発生時の情報を速やかに部長、政策審議監、局長及び環境政策課長に報告（出先機関の場合は本庁所管課長を経由して報告）するものとする。

2 本庁の各課長がやむを得ないと判断した場合（部長、政策審議監、局長に連絡が取れない場合で、知事に緊急に報告する必要があると判断した場合等）は、前項及び県要綱第5条第1項の規定にかかわらず、危機管理監を通じて又は直接知事に報告することができる。

3 危機発生時における、部の初動連絡体制は別紙のとおりとする。

(危機発生時等の体制)

第6条 危機発生時において、法令等に基づく熊本県対策本部（熊本県災害対策本部等）が設置された場合は、当該法令等に基づく体制（熊本県災害対策本部環境生活対策部等）を設置するものとする。

2 前項に掲げる場合の他、部長は、部が所管する事項において、人的被害の発生等重大な被害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合は、環境生活部対策本部を設置するものとする。

3 平常時において、危機管理に関する事項（部内緊急連絡体制の確認、通報訓練の実施、その他危機発生の未然防止及び危機発生時の被害軽減のため必要な事項等）の協議を行うため、部に部長、政策審議監、局長及び本庁の各課長で構成する「環境生活部危機管理対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

4 連絡会議は、必要に応じて部長が招集し、開催する。

5 本庁の各課長は、連絡会議において協議された事項については、各課所属職員及び出先機関長に速やかに周知するものとする。

(関係機関との連携及び住民への情報の提供)

第7条 本庁の各課長及び出先機関長は、必要に応じて警察等関係機関と連携しながら危

機管理を行うものとし、住民及び関係機関に対して危機発生や対処に関する情報を適時・適切に提供していくものとする。

2 部の広報担当窓口は、政策調整審議員とする。

3 本庁の各課長及び出先機関長は、情報の提供が的確に実施できるよう、広報担当窓口を明確にしておくものとする。

(危機管理に関する規程の整備)

第8条 本庁の各課長及び出先機関長は、危機管理に必要な規程を整備するものとする。

2 危機管理に関する規程の整備にあたっては、特に休日や夜間における緊急連絡体制を確保するものとする。

3 危機管理に関する規程については、日頃から研修や訓練を通してその実効性の確保に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月6日から施行する。